

公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金の交付の申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 補助金 公益財団法人徳島県農業開発公社（以下「公社」という。）が公社以外の者に対して交付する補助金をいう。
- 二 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 三 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- 四 とくしまブランド 「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例（平成20年徳島県条例第57号）」第2条第1項第四号規定の「とくしまブランド」をいう。

(交付の対象及び補助率等)

第3条 公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事（以下「代表理事」という。）は、別表1から3までの補助事業者の欄に掲げる者が行う次に掲げる補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の対象として代表理事が定める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 一 勝ち抜く！園芸産地強靱化事業
- 二 「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」推進事業
- 三 農地集積加速化事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1から3までに定めるところによる。

3 補助金の額は、1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

(流用の禁止)

第4条 前条第1項第一号から第三号に掲げる事業の経費は、相互に流用してはならない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に代表理事が定める書類を添えて、代表理事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 代表理事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、当該補助事業者に交付決定通知書（別記様式第2号）を送付するものとする。

- 2 代表理事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金交付の決定をするものとする。
- 3 第5条第2項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行うものとする。
- 4 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第14条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第3号）により、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに公社に報告しなければならない。
- 5 公社は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する補助金等の返還を命ずることができる。

（決定をしないことがある場合）

- 第7条 前条の規定にかかわらず、代表理事は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことがある。
- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 代表理事は、補助金の交付の申請をした者が前項各号のいずれかに該当するかどうかについて、必要に応じ警察本部長に照会することがある。

（補助金の交付の条件）

- 第8条 代表理事は、補助金の交付の決定をする場合においては、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。
- 一 補助事業者は、次に掲げる事項について、計画変更が必要になった場合（第10条に定める軽微な変更を除く。）には、変更等承認申請書（別記様式第4号）に代表理事が定める書類を添えて、代表理事に対し、提出しなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更
 - イ 補助事業の内容の変更
 - ウ 補助事業の中止又は廃止
 - エ 補助事業の実施期間の変更
 - 二 補助事業者は、補助事業に係る間接補助金（補助事業者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部として、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。以下同じ。）の交付の決定をする場合においては、補助金の交付の決定に付された条件及びこの要綱に定める事項と同一の条件を付すものとする。
 - 三 補助事業者は、間接補助金の財源に充てるべき補助金の交付を前金払又は概算払により受けた場合においては当該交付を受けた補助金の額が、既に間接補助事業者（間接補助金の交付の対象となる事務又は事業を行う者をいう。以下同じ。）に対して交付している間接補助金の額を超えているときは、遅滞なく、当該間接補助事業者に対し、その超えている額に相当する金額の間接補助金を交付しなければならない。
 - 四 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに代表理事に報告し、その指示を受けるべきこと。
- 2 代表理事は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

（申請の取下げ）

第 9 条 補助事業者は、第 6 条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日までに、取下げ申請書（別記様式第 5 号）により取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（軽微な変更）

第 10 条 代表理事が定める軽微な変更は、別表 1 から 3 までの重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事情変更による決定の取消し等）

第 11 条 代表理事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 第 6 条第 1 項の規定は、前項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

（状況報告）

第 12 条 代表理事は必要であると認めるときは、補助事業者は補助事業の遂行の状況を記した補助事業遂行状況報告書（別記様式第 6 号）を、指定する日までに提出するよう求めることができる。

（補助事業の遂行等の命令）

第 13 条 代表理事は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 代表理事は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずる。

（実績報告）

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から、1 か月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第 7 号）に定める書類を添えて、代表理事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 15 条 代表理事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者は補助金確定通知書（別記様式第 8 号）を送付するものとする。

（補助金の請求）

第 16 条 第 15 条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（別記様式第 9 号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて代表理事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払い)

第17条 代表理事は、前条の規定による補助金の額の確定等の通知を行った後、補助事業者から補助金請求書（別記様式第9号）を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(概算払等の請求)

第18条 代表理事が、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者が、概算払を請求しようとするときは、第16条の補助金請求書（別記様式第9号）に代表理事が必要と認める書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第19条 代表理事は、第14条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることがある。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(決定の取消し)

第20条 代表理事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等若しくはこれに基づく代表理事の処分に違反したとき、又は第7条第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第6条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第21条 代表理事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 代表理事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第22条 補助事業者は、第20条第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を公社に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、

納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を公社に納付しなければならない。

- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

（理由の提示）

第23条 代表理事は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

（書類の保管等）

第24条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間、整理保管しておかなければならない。

（財産の処分の制限）

第25条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産でその購入に要した経費の額が一件につき10万円以上の施設並びに機械装置及び器具を、代表理事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を経過した場合は、この限りでない。

（雑則）

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

区 分	経 費	補助事業者	補 助 率 又 は 補 助 額	重 要 な 変 更	
				経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
勝ち抜く！ 園芸産地強 靱化事業					
1 園芸団地 化実証事業					
1) 園芸団地 育成サポー ト事業	園芸団地の育成に係る「とくしま 園芸団地計画」の策定に取り組む ＪＡ・市町村・関係機関によるプ ロジェクトチームの活動を支援す る経費	農業協同組 合、農業者 が組織する 団体	定額（上 限50万円 ／地区）	経費の20%を超 える増減	事業実施主体の変 更 事業の新設、中止 又は廃止 補助金額の変更
2) 園芸団地 ビルドアップ事業	「とくしま園芸団地化計画」に定 めた品目の園芸団地化の実証に要 する経費	農業協同組 合、農業者 が組織する 団体	定額（上 限100万 円／経営 体）	経費の20%を超 える増減	事業実施主体の変 更 事業の新設、中止 又は廃止 補助金額の変更
2 園芸産地 リノベーション事業	園芸産地の強化・維持拡大を図る ため、県が選定した課題解決推進 品目及び各産地の課題解決が必要 な品目について、生産拡大、流通 改革、ブランド力強化、地域の核 となる品目の団地化等の取組に要 する経費	農業協同組 合、農業者 が組織する 団体	定額（上 限100万 円／経営 体）	経費の20%を超 える増減	事業実施主体の変 更 事業の新設、中止 又は廃止 補助金額の変更

別表 2（第 3 条関係）

区 分	経 費	補助事業者	補 助 率 又 は 補 助 額	重 要 な 変 更	
				経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
「とくしま 農林水産物 等海外輸出 戦略」推進 事業 1 とくしま 輸出バリュ ーチェーン 構築強化事 業	生産者又は事業者が抱える以下の 課題への解決を支援することで、 輸出による「とくしまブランド」 の海外展開を促進するために要す る経費 一 初期輸出 二 輸出の定着化・連携 三 国際的認証資格の取得 四 輸出産地の育成 五 デジタル貿易の整備 六 <u>ハラル対応</u>	農林漁業者 農林水産関 係団体 商工業者 商工関係団 体 その他代表 理事が「と くしまブラ ンド」の輸 出拡大に当 たって必要 性が高いと 認める事業 者	2 分の 1 以内又は <u>3 分の 1</u> 以内 <u>なお、そ</u> <u>れぞれの</u> <u>補助率に</u> <u>該当する</u> <u>取組は、</u> <u>とくしま</u> <u>輸出バリ</u> <u>ューチェ</u> <u>ーン構築</u> <u>強化事業</u> <u>実施要領</u> <u>別表の定</u> <u>めるところ</u> <u>による</u> <u>ものとし</u> <u>る。</u> ※取組内容 ごとの補助 限度額は別 途定める	経費の20%を超 える増減	事業実施主体の変 更 事業の新設、中止 又は廃止 補助金額の変更

別表 3（第 3 条関係）

区 分	経 費	補助事業者	補 助 率 又 は 補 助 額	重 要 な 変 更	
				経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
農地集積加 速化事業	徳島県農山漁村未来創造事業（農 地集積型）に要する経費			区分の欄に掲げ る事業間におけ る経費の増減	
1 お試しほ 場活用促進 事業	農地中間管理機構が中間保有して いる農地を対象に、「お試しほ 場」として、就農や技術習得のた めの研修等に要する経費 （謝金、需用費、委託費、その他 知事が必要と認める経費）	市町村 農業者 農業者の組 織する団体	上限額10 アールあた1 0万円以 内ただ し、1経営 体当たり 25万円を 上限	経費の20%を超 える増減	事業実施主体の変 更 事業の新設、中止 又は廃止 施行箇所の変更 事業量の20%を超 える変更 補助金額の変更
2 耕作放棄 地再生支援 事業	農地中間管理機構から耕作放棄地 を借り受けた「受け手」に対し、 再生作業に要する経費（障害物除 去、廃棄物処理、深耕、整地、こ れらの作業と併せて行う土壌改良 に要する経費）	市町村 農業者 農業者の組 織する団体	定額（10 a 当たり 7 万円以 内）	経費の20%を超 える増減	事業実施主体の変 更 事業の新設、中止 又は廃止 施行箇所の変更 事業量の20%を超 える変更 補助金額の変更

番 年 月 日 号

公益財団法人徳島県農業開発公社
代表理事 殿

住 所
○ ○ ○
氏 名 印
法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

補助金等交付申請書

補助金等の交付を受けたいので、公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 交付申請額

金 円

3 関係書類

次の（1）から（4）の項目を記載した書類

- （1）事業の目的
- （2）事業の内容及び経費の配分
- （3）事業完了予定年月日
- （4）収支予算
- （5）交付要綱別表 に係る書類

(参考様式)

〇〇〇〇事業

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業計画（実績）及び経費の配分

事業種目	事業の内容 及び事業量	事業費	負担区分			備考
			補助金	自己負担	その他	
		円	円	円	円	
計						

4 事業完了予定（事業完了）年月日

年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
補助金	円	円	円	円	
自己負担					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	

6 その他関係資料（各事業の実施要領に基づくもの）

徳農開第 号
年 月 日

○ ○ ○
○ ○ ○ 様

公益財団法人徳島県農業開発公社
代表理事 印

○ ○ ○ 事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け○○第○○○号で申請のあった○ ○ ○事業補助金について、下記のとおり決定しましたので、公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付金額 金 円

2 交付条件

- （1）補助事業者は、公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱に従うこと。
- （2）補助事業者は、○○が定める○○に基づき実施すること。
- （3）
- （4）
- （5）補助事業者は、補助事業の内容の変更が生じた場合は、速やかに公社に連絡し、その指示を受けること。

番 年 月 号 日

公益財団法人徳島県農業開発公社
代表理事 殿

住 所
○ ○ ○
氏 名 印
法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

令和 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け徳農開第 号により交付決定通知のあった○ ○ ○事業に
ついて、公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱第6条第4項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---------------------------|---|
| 1 | 公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱第15条に基づく確定額
金 | 円（ 年 月 日付け徳農開第 号による額の確定額） | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

公益財団法人徳島県農業開発公社
代表理事 殿

住 所
○ ○ ○
氏 名 印
法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業 $\left[\begin{array}{l} \text{に要する経費の配分の変更} \\ \text{の内容の変更} \\ \text{の中止（廃止）} \end{array} \right]$ の承認を受けたいので、公益財団法人徳島県

農業開発公社補助金交付要綱第8条第1項第一号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業

年度

事業

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日 徳農開第 号

3 関係書類

次の（１）から（４）の項目を記載した書類

- （１）変更（中止・廃止）の理由
- （２）事業内容の変更及び経費の配分
- （３）事業完了予定年月日
- （４）収支予算
- （５）交付要綱別表 に係る書類

番 号
年 月 日

公益財団法人徳島県農業開発公社
代表理事 殿

住 所
○ ○ ○
氏 名 印
法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

○○○事業補助金取下げ申請書

年 月 日付け徳農開第 号をもって交付決定通知のあつた令和○年度○
○ ○事業補助金については、公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱第 9 条第
1 項の規定に基づき下記のとおり、交付申請を取下げます。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付申請年月日 年 月 日
- 3 同上理由
○○○のため

番 号
年 月 日

公益財団法人徳島県農業開発公社
代表理事 殿

住 所
○ ○ ○
氏 名 印
法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

補助事業遂行状況報告書

補助事業の遂行状況について、公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業名

年度 事業

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日 徳農開第 号

3 基 準 日

年 月 日現在

4 関係書類

番 年 月 号 日

公益財団法人徳島県農業開発公社
代表理事 殿

住 所
○ ○ ○
氏 名 印
法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

実 績 報 告 書

補助事業が完了したので、公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名
年度 事業

2 補助金の交付の指令番号
年 月 日 徳農開第 号

3 補助対象経費 金 円

4 補助金充当予定額 金 円

5 関係書類
次の（1）から（5）の項目を記載した書類
（1）事業の目的
（2）事業の内容及び経費の配分
（3）事業完了年月日
（4）収支精算
（5）交付要綱別表 に係る書類

番 号
年 月 日

住所
○ ○ ○（法人名及び代表者名）
○ ○ ○ 様

公益財団法人徳島県農業開発公社
代表理事 印

補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で提出のあつた事業実績報告書に基づき、
年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金の額については、公益財団法人徳島県農業開発公社補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、下記の通り確定したので通知します。
（なお、すでに交付した補助金 円との差額金 円については、別添納入通知書により納期限までに返還してください。）

記

- | | | | |
|---|-------|----|----|
| 1 | 補助事業名 | 年度 | 事業 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 4 | 既支払済額 | 金 | 円 |

口座振込先
 金融機関名 () 店舗名 ()
 預金種類 (1 普通 2 当座 9 その他)
 口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右づめ)
 口座名義 (カタカナ書き)
 ()